

株主**の皆様へ

株式会社 ダイナムジャパンホールディングス

香港証券取引所 証券コード 06889

2017年6月23日

期末配当金にかかる源泉徴収の取り扱いについて

当社は、2017年6月23日に2017年3月期における期末配当金として、1株につき6円をお支払い致しました。(香港ドル換算為替レート 1円あたり0.0699香港ドル)

国内の証券会社口座で期末配当金を受領された株主様に対しましては、当社において源泉所得税を徴収した後の「期末配当金」をお支払いしております。その際当社は、2017年5月25日付『2017年6月2日(期末配当基準日)の株主の皆様を支払われる2017年3月期の期末配当のお知らせ』に記載したとおり、国内の最高税率(20.42%)で源泉徴収しております。

一方、租税特別措置法により国内証券会社も源泉徴収しており、当社の源泉税徴収前の金額に対して、国内源泉所得税として個人株主の場合20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)を源泉徴収しております。この結果、この度の期末配当金に対して合計40.735%の源泉税率で一時的に源泉徴収されております。

適用税率を超えて源泉徴収された税額は、当社へ還付請求を申請する事により適正な税額に調整されますので、下記の要領でお手続き下さいますようお願い申し上げます。

** : 当文書での「株主」は、「日本国内証券会社本支店の口座にて当社株式を保有されている方」を意味します。

※なお、「藍澤証券、エイト証券、上光証券、東洋証券、内藤証券、むさし証券、リーディング証券」各社の国内本支店口座にて当社株式を保有されている株主様につきましては、前記証券会社が直接当社に申請書類を提出することにより、当社が手続きを行います。よって各株主様における手続きは不要になります。

還付請求申請手続きについて

2017年5月25日付当社アナウンスメント『2017年6月2日(期末配当基準日)の株主の皆様を支払われる2017年3月期の期末配当のお知らせ』に記載したとおり、次の2種類の書類を下記の送付先までご郵送下さい。

① 還付請求申請書

必要事項をご記入下さい。

還付請求申請書(PDF版、又はExcel版)は、下記から入手可能です。

[PDF版](#)

[Excel版](#)

② 証券会社が発行した配当金計算書

[送付先] 〒116-8580 東京都荒川区西日暮里2-27-5

(株)ダイナムジャパンホールディングス 法務グループ宛

〔提出期限〕 2017年10月31日（火曜日）必着
早期還付手続きの為には、7月31日までの提出をお願いいたします。
なお、2017年8月1日以降、10月31日までに到着した申請の手続きは
2017年11月以降になる可能性があります。

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社ダイナムジャパンホールディングス

法務グループ 鈴木・佐藤・安藤 電話：03-3802-8060